



わくわく

2018年4月号
第132号

だより



一気に春の陽気ですね。
桜もあ、という間に満開だし、チューリップや水仙も一気に咲き始めた感じです。
お彼岸に、母と母の実家のお墓参りに行きました。
母の実家は農家で、周辺は山とか畑とか田んぼの多いところ。母の実家は移築しているため、生まれの家が建っていた場所は更地になって、母の木が植えてあり、今には昔からふきのとうが出るらしいのです。お墓参りに行くには、山を通るため、ふきのとうを楽しみにしている母のために、除行してあげたら、パッと見ただけで、ふきのとうがあるのが分かったようでした。除行している車の窓から見て、ふきのとうがあるのが分かるなんて、凄いはめと感じました。好きはものには、敏感はのでしょうね。
田舎育ちの母は、山菜採りが大好きで、80才を過ぎた今でも山歩きをしているようです。
私も子供の頃は、一緒に山菜採りをしていたのが、高齢の母の山菜採りに同行してあげたいところですが、はにせ、今では、虫とか蛇とか大嫌いで、同行はしてあげられません。
なので、母が山歩きで、蛇とか熊とか猪に出会わぬように祈るばかりです。 売員、満山ひろみ



ひとロメモ

春を感じる

日差しが降り注ぐ、気持ちのいい季節になりました。
4月は、入学式や入社式、新しいことがはじまる時期ですね。新しい制服に身を包んだ新入社員を見かけると、また春が巡ってきたと実感します。新鮮な気持ちはいつも忘れずにいたいですね。



3年連続
県内売上高

No1



株式会社

いわき土地建物

ご相談下さい フリーコールで No.1の不動産屋へ みんな行く
0800-123-3719
Free Call

ひとくちメモ

平成30年度の税制改正の主な内容について

■新築住宅にかかる固定資産税の税額の減額措置の延長

新築住宅にかかる固定資産税の税額の減税措置の適用期限が2年延長されます。
【平成32年3月31日までに取得した物件に適用】

■耐震改修等を行った住宅にかかる固定資産税の減額措置の見直し

- ①耐震改修を行った住宅にかかる固定資産税の減額措置の適用期限が2年延長されます。
- ②バリアフリー改修を行った住宅にかかる固定資産税の減額措置について、床面積要件の上限を280㎡以下（現行は上限なし）としたうえ、その適用期限が2年延長されます。
- ③省エネ改修を行った住宅にかかる固定資産税の減額措置について、床面積要件の上限を280㎡以下（現行は上限なし）としたうえ、その適用期限が2年延長されます。
【平成32年3月31日までに改修を行った住宅に適用】

■不動産取得税の特例措置の延長及び拡充

新耐震基準に適合しない中古住宅を取得し、入居前に新耐震基準に適合するための改修を実施する場合における当該中古住宅の用に供する土地について耐震基準適合既存住宅の用に供する土地にかかる不動産取得税の減額措置（床面積の2倍〈200㎡が限度〉相当額等の減額）と同様の措置が講じられます。【平成31年3月31日までに取得した住宅に適用】



3月より売買部員に配属となりました
大友と申します。お客様に、このお話を
選んで良かったと思っています。お話し
材心を心がけて参りますのでよろしくお願い致します。

大友 幸子



3月より売買営業部に配属になりました。
高橋と申します。異業種より不動産業
に参入した若輩ですが、お客様へ自信を持って
対応させていただきます。粉骨砕身、勉強させて
いただきますので何卒よろしくお願い致します。

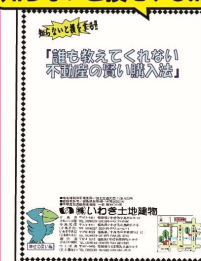
高橋 勇



資金計画 自己資金 住宅ローン 税金 建物状況調査 引越

これを読めば、不動産取引の基本的な流れが良くわかる！

知らないで損をする!!



『誰も教えてくれない不動産の賢い購入法』

この度、土地・中古住宅の購入における基本的な流れや、不動産取引の様々な事について一冊の本にまとめてみました。これを読めば不動産取引の基本的な流れが良くお分かり頂けると思います。この冊子をご希望の方は小島北店までご連絡ください。

無料進呈中



フリーコールで No.1の不動産屋へ みんな行く
0800-123-3719
Free Call